

かながわ市民オンブズマン
総会議案書

日時 2006年4月15日(土)
午後1時より

場所 横浜市開港記念会館

◇◆◇ 2005年度 活動報告 ◇◆◇

1. 課題と体制

かながわ市民オンブズマン以外にも県下で約10の市民オンブズマンが独自の活動を展開している近年の状況にあって、活動の軸足をどこにおくのか模索している状況は05年度も続いた。昨年4月の総会では、「自治体が民間事業者に委託する形で行う一般廃棄物と産業廃棄物の一括広域処理」であるエコループプロジェクト（ELP）の問題を年間の主要取組み課題に据え、廃棄物処理という、どの自治体にも共通したテーマで各地のオンブズや市民団体と連携し、ELPを検証し、中止に追い込もうと提起した。しかし、9月になると事業用地に名乗りをあげていた山北町が立候補断念を表明して、ELPが事業進展の可能性を断たれたことから、オンブズマンとしても追及を中止する結果となった。

議会関係では、新規の追及課題がなく、常任委員会傍聴制度改善・政務調査費の透明度アップ・海外視察（調査）の意義の問いかけなど、従来関心を持ってきたテーマの継続的なウォッチングにとどまった感がある。議会傍聴も会員の動員が思うようにできなかった。

教育委員会傍聴制度は調査は今回で3回目になるが、制度改善に一定の成果をあげたことから、これをもって最終回とすることにした。これまでになかった動きとしては、指定管理者制度の導入に伴う全国の都道府県・政令市の情報公開条例の改正状況を調査し、9月に別府市で開かれた全国市民オンブズマンの大会で発表したことがあげられる。

05年度は新しい行政訴訟の提起もなく、かながわ市民オンブズマンが原告の裁判で係属中のものは「ごみ焼却炉談合住民訴訟」のみとなった。橋梁談合に関する監査請求への取組みが、新たに始まる事になるが、ほかにも10年を迎えるにあたり、オンブズマンにふさわしい新しい取組み課題を意欲的に探っていくことの必要性を痛感する。そのためには会員の活動への参加もこれまで以上に広げていかなくてはならない。

2. 活動内容の検証

(1) 2005年度はつぎのような活動方針を掲げた。

1 県議会を多角的にチェックしよう

(常任委員会傍聴制度、政務調査費の透明度、海外視察の意義と透明度など)

2 税金のムダ遣いを許さない

- (エコループプロジェクト、相模原市架空工事住民訴訟、ハッ場ダム訴訟など)
- 3 県及び県下自治体の情報公開の推進と行政運営の透明度アップへの働きかけ
- 4 県下の各地域の市民オンブズマンとの交流、支援
- 5 活動基盤の確立

(2) 活動内容の概括

主な取組みについては個別報告（別紙1～8）にゆずり、ここでは上記活動方針に添って個別報告以外を中心に概観する。

<1 県議会を多角的にチェックしよう>

別紙1 参照

<2 税金のムダ遣いを許さない>

(a) エコループプロジェクト

① エコループプロジェクト（ELP）は、04年7月に設立された（株）エコループセンター（社長 岡崎洋前知事）が掲げた一般廃棄物と産業廃棄物の一括広域処理構想で、会社設立に先立って山北町が計画地に名乗りをあげたことから、県内の自治体（横浜市・川崎市を除く）は、このプロジェクトに参加するか、近年進めてきた廃棄物のブロックごとの広域処理施策を継続するかの選択を迫られることになった。ELPは「ゴミの徹底的資源化・自区内100%処理」の美辞を前面に出しているが、実際は焼却を中心の環境負荷の極めて高い施設であり、参加した自治体の財政や廃棄物施策を破綻させかねない危険性をもった構想であると言える。

② オンブズマンでは、05年4月の総会に計画地の地元で ELP 反対の運動を展開している「酒匂川流域グリーンフォーラム」の山田純事務局長をまねき、ELP の問題点と、地元の状況についてお話ししていただいた。

③ 6月には生田代表幹事ら数名が山北町の現地を視察し、ELP の中止を求める地元の市民グループや山北町に隣接した松田町のオンブズのメンバーと交流した。

また、山北町が町の広報紙の5月号と7月号で ELP の特集を組み、事業推進進一辺倒の情報操作を行っていることに対し、地元の市民グループから相談を受けた。

④ 一方で、05年3月の予算委員会で知事が「ELPに対する出資の検討」に言及したことを受け、神奈川県の動きにも注目した。県が広域プロッ

クと開催した「民間活力活用勉強会」と同「検討会」の議事録を情報公開請求し、これらの会合が「ELP 参加が広域処理計画と矛盾しない」という結論を誘導するためのものではないかチェックを行った。

- ⑤ 6月には立地候補地の地権者と自治会が「ELP には協力できない」という文書を山北町に提出、また県下の自治体も ELP 参加に名乗りを上げるところがないという状況に、山北町長は9月議会の初日に立地候補地断念の表明を行った。
- ⑥ オンブズでは、年明けに他の市民グループ、自治体関係者を集めてのシンポジウムを開き、事業化ストップに向けてのアクションを本格化する予定であったが、この突然の断念表明を受けて中止となった。
- ⑦ 06年2月末、(株)エコループセンターは臨時株主総会を開き、解散を決議した。

(b) ごみ焼却炉談合住民訴訟

05年6月21日横浜地裁判決（予定）→別紙3

(c) 相模原市下水道架空工事住民訴訟

「05年度活動報告資料集 さがみはら市民オンブズマン」参照

(d) ハッ場ダム差止め訴訟 →別紙4

(e) 県下自治体の入札・契約制度改革 →別紙5

(f) 「かながわドームシアター」－21世紀座住民訴訟終結後の動き
→別紙2

<3 県と県下自治体の情報公開の推進と行政運営の透明度アップへの働きかけ>

(a) 情報公開度ランキングへの参加 →別紙6

(b) 補助金交付団体の活動やお金の流れをガラス張りに

全国市民オンブズマンの調査で、県および県内各市について、補助金に関する交付条例・規則の有無、補助金一覧表の公開の有無について調査した。

(c) 教育委員会傍聴制度調査 →別紙7

(d) 公の施設の指定管理者制度の導入 →別紙8

(e) 中央省庁の外郭団体への都道府県からの拠出金の点検

地方自治の視点で市町村合併が市民の暮らしに及ぼす影響の点検

以上の2テーマについては、取組まずに終わった。

<4 県下の各地域の市民オンブズマンとの交流、支援>

- ◇ 2月の例会をオンブズマン松田と共に開催した。
　　オンブズマン松田の公共下水道問題への取組みを支援していく予定。
- ◇ かわさき市民オンブズマンのKCT住民訴訟、相模原市民オンブズマンの下水道架空工事住民訴訟を大川代表幹事が代理人としてバックアップしている。
- ◇ 葉山町民オンブズマンの05年度総会に事務局長の保坂が出席し、県の情報公開について報告した。
- ◇ 今年度は新しい市民オンブズマンの設立はなかった。

<全国市民オンブズマンとの連携>

- * 大川代表幹事が05年10月まで全国市民オンブズマン連絡会議の代表幹事を兼務した。
- * 第12回全国市民オンブズマン別府大会が9月10、11日に開かれ、神奈川のオンブズから12名（うち「かながわ」会員6名）が参加した。
「指定管理者の情報公開」について全体会で発表を行った。
- * 第10回全国情報公開度ランキングの一斉請求に「かながわ」「かわさき」「さがみはら」の3オンブズが参加した。保坂が「指定管理者情報」の全国集計を担当した。

3. 運営関係

(1) 人事体制

代表幹事	大川隆司、生田典子、小沢弘子、赤倉昭男		
事務局長	保坂令子		
会　　計	木村幸造	会計監査	橋本光治
顧　　問	木村和夫		

(2) 月例会議

原則第3木曜日開催で、下記の日程で10回行った。

5月19日、6月16日、7月20日、9月15日、10月20日
11月17日、12月15日、1月19日、2月18日、3月16日

2月18日は、オンブズ松田と共に松田町公民館で例会をもった後、曾我の梅林を訪ねた。それ以外は「かながわ県民センター」で開催。2月を除く9回の平均参加者数は、14名。

(3) 広報誌・ホームページ

原則隔月刊で、62号から67号までの6回発行。編集は、小沢代表幹事が担当した。印刷・発送作業の責任者は赤倉代表幹事で、毎回数名のメンバーで作業を担った。ホームページは、広報誌発行ごとに更新してきた。

(4) 会員の動向

2005年3月末で164名である(06年3月末日現在)。

05年度入会者5名、退会者10名(前年比5名減)。

(5) 財政状況

別紙「2005年度決算報告書」のとおり。

(6) 裁判基金

後掲「裁判基金収支報告書」のとおり。

* 裁判基金収支報告

収入	前年度繰越金	3,194,272円
	利息	26円
		(計3,194,298円)
支出	なし	
		(計0円)

2005年度最終残高 3,194,298円

上記の通り報告します。

2006年3月24日

裁判基金担当 森田 明



-27	現金	550,000	*3,206,500*
17-2-21	振替 普通預金利息	*12	*3,206,512*
17-3-24	現金 *12,240 カード		*3,194,272*
17-8-22	振替 普通預金利息	*13	*3,194,285*
↓ 18-2-20	振替 普通預金利息	*13	*3,194,298*

添付書類

2005年度決算報告書

(収入の部)

科目	予算	実績	摘要
前年度繰越金	469,473	469,473	
会費	408,000	274,000	3,000×91名、1,000×1名(会員の約6割)
寄附金		58,280	
収入利息	200,000	0	
雑収入		22,570	21世紀座住民訴訟冊子売上金
収入合計	1,077,473	824,323	

(支出の部)

<運営費>			
会場費	20,000	14,040	総会及び例会の会場費
通信費	40,000	45,490	切手代、資料送付費用等
消耗品費	20,000	22,274	OA機器の消耗品等
会費	20,000	20,000	全国市民オンブズマン年会費(2口)
事務用品費	10,000	35,691	
光熱費・トランクルーム賃料	100,000	85,277	光熱費は「よこはま」と折半
電話代・ネット接続料	70,000	63,727	電話代は「よこはま」と折半
<運動費>			
旅費交通費	200,000	60,490	全国市民オンブズマン別府大会旅費補助、広報誌作業時食費補助含む
郵送費	120,000	103,390	広報誌送料
印刷費	80,000	40,660	資料コピー 他
広報誌紙代	50,000	20,470	
ホームページ管理	30,000	30,000	
公文書費	50,000	30,054	情報公開写代金
資料代	30,000	5,130	
講師謝礼	50,000	13,230	
支出計	890,000	589,923	
繰越金	187,473	234,400	現金 66,791円、郵便貯金 72,838円、銀行預金 94,771円
支出合計	1,077,473	824,323	

上記の通り報告いたします。

2006年3月23日 会計

木村 幸造

木村

2005年度の收支決算報告を監査した結果、適正であると認めます。

2006年3月23日 会計監査

橋本光治

橋本

◆◆◆ 2006年度 活動方針 案 ◆◆◆

1 議会を多角的にチェックしよう

昨年度に引き続き、「常任委員会傍聴制度の改善」「政務調査費の透明度アップ」「海外視察（調査）の意義の検証」等の働きかけを行う。また、議会関係の情報公開請求も積極的に行っていく。

2 税金の無駄遣いを許さない

- ◇ 関東・東北ブロックのオンブズマンと連携して、橋梁談合の監査請求・訴訟提起をめざす。
- ◇ 相模原市南清掃工場の改修問題を通して県域の廃棄物処理施策を問うなどの新規取組みとともに、八ヶ場ダム差止め訴訟の支援、県および県内自治体の入札・契約制度改革の進捗の点検など、従来の課題にも継続して取組む。

3 県および県内自治体の情報公開度、行政運営の透明度のアップを

- ◇ 情報公開度ランキングの公表などにより、制度・運用の改善にせまる。
- ◇ 公の施設への指定管理者制度の導入が適正に行われているかどうかの点検を全国市民オンブズマンと連携して行う。

4 県内の各地域の市民オンブズマンを支援し、交流の輪を広げる

- ◇ 新しい市民オンブズマンの立ち上げを後押しする。
- ◇ 県内の各地域の市民オンブズマンと共に共通の課題に取組んで連携を深める。近県のオンブズマンとも交流をはかる。

5 活動基盤の充実

- ◇ 会員の拡大、財政基盤の強化、広報活動の強化、事務局体制の整備など、引き続き努力する。
- ◇ 新しい活動拠点を確保する（関内光南ビルの別の市民団体の事務所に居候をしてきたが、この事務所が年度途中に閉所の予定）。

* * * 人 事 案（敬称略） * * *

- 1 代表幹事 大川隆司、生田典子、小沢弘子、赤倉昭男（いずれも留任）
佐藤満喜子（新任）
- 2 事務局長 保坂令子（留任）
- 3 会計 大川康子（新任） 木村幸造（退任）
- 4 会計監査 橋本光治（留任）
- 5 顧問 木村和夫（留任）

2006年度予算(案)

(収入の部)

科目	前年度実績	今年度予算	摘要
前年度繰越金	469,473	234,400	
会費	274,000	369,000	3,000×123名(会員の75%)
寄附金	58,280		
収入利息	0	200,000	
雑収入	22,570		
収入合計	824,323	803,400	

(支出の部)

<運営費>			
会場費	14,040	18,000	総会及び例会の会場費
通信費	45,490	55,000	切手代、資料送付費用等
消耗品費	22,274	10,000	OA機器の消耗品等
会費	20,000	20,000	全国市民オンブズマン年会費(2口)
事務用品費	35,691	15,000	
光熱費・トランクルーム賃料	85,277	120,000	
電話代・ネット接続料	93,727	60,000	
<運動費>			
旅費交通費	60,490	23,000	広報誌作業時食費補助含む(全国市民オンブズマン福岡大会旅費補助は見合せ)
郵送費	103,390	110,000	広報誌送料
印刷費	40,660	80,000	資料コピー 他
広報誌紙代	20,470	35,000	
ホームページ管理	30,000	30,000	
公文書費	30,054	50,000	情報公開写代金
資料代	5,130	10,000	
講師謝礼	13,230	30,000	
支出計	619,923	666,000	
繰越金	234,400	137,400	
支出合計	854,323	803,400	

赤倉 昭男

課題 1－常任委員会の傍聴を市民にひろく呼びかけ、審議の問題点、議会運営の問題点を明るみに出そう。

昨年（04）の総会での同テーマについての報告を見た。それを見ると、下記の問題点が05年も未解決のまま継続していることが分かる。

- ① 傍聴受付時間の厳守（10時を1分過ぎても受け付けない。）
- ② 審議資料の配布・貸与がされない。
- ③ 8委員会が同日同時の開催。
- ④ 傍聴席の8席が赤いロープで隔離されている。

1. 傍聴に関する請願の提出とその結果

平成16年（2004）12月6日に3つの請願を出した。

請願第50号 委員会の原則公開と傍聴定員の弾力的運用

請願第51号 傍聴者への審議資料提供

請願第52号 傍聴したい委員会の第2希望の受付

その後の審査経緯と結果は下記のとおり。

	16年12月	17年3月	7月	10月	12月	18年3月
50号	継続	継続	継続	継続	継続	不採択
51号	継続	継続	不採択	—	—	—
52号	継続	継続	継続	継続	継続	継続

この審査は議会運営委員会で行われているが、第52号は6回の定例会を経てなお継続扱いである。昨年7月に不採択となった第51号の理由は「固まっていない議案なので、県民に誤解を招く。また、行政側が議案の提出に慎重になる。」というもの。今年3月に不採択になった第50号は「部屋のスペース不足という物理的制約」が理由であった。第52号が継続になったのは、「議会事務局の事務に混乱をきたすので、さらに検討を要する」というもので、驚くべき理由である。採決の様子だが、まず自民党委員が「不採択」とか「継続」を提案、それに間髪を入れず、民主、県政・県民、公明が順次賛成するという仕組みが明らかである。今年7月に第52号をどのように審査するか、注目したい。

課題2－政務調査費の透明度アップ（領収書添付の義務付け）の実現

かながわ市民オンブズマンとしては、2005年9月16日に、県議会の全会派に対して、「政務調査費支出証拠書類（領収書など）開示のお願い」の文書を提出した。この文書への回答期限は10月14日までの1ヶ月とした。その結果は次のとおり。

10月14日までの回答会派：市民の党（開示する）

日本共産党（開示する）

11月になっての回答会派：神奈川ネット（開示法検討中）

回答無かった会派：自民党、民主党・かながわクラブ、県政・県民、
公明党、社会民主党、山百合クラブ

「開示」が実際に行われた経過は次のとおり。

11月4日 市民の党 → 収支報告書とともに、すべての領収書類が開示された。領収書の押印がないものも散見されたが、各科目ごとの合計金額に合致していた。整理方法には改善の余地があるが、開示には値した。

11月14日 日本共産党 → 「収支報告書」とともに領収書類、さらに印刷費の成果物も添付するなど、整理されたファイリングシステムは、政務調査費の使途に信頼性を与えるものとして評価できた。

政務調査費の非公開の理由は、神奈川県議会に限らず全国的に「会派・議会の政治活動の自由が損なわれること」と「個人情報保護に抵触」の2点だが、今回開示した2会派の書類内容からは何も該当するものは出てこなかった。

第10回全国情報公開度ランキングにおける神奈川県の平成16年度の政務調査費のランキングが、3月23日に発表された。それによると、神奈川県は全都道府県の同率第14位（15自治体）で、30点満点で3点に過ぎなかった。

調査にあたった全国市民オンブズマン連絡会議が公表した解説によると、交際費や入札関係など6項目の中で、政務調査費は警察情報と並んで最悪であると指摘されている。情報公開を阻害しているのは‘開かれた議会’を標榜しているほかならぬ県会議員たちである。

常に焦点となる「領収書」の開示だが、昨年は名古屋市議会のある会派が領収

書で支出した金額が、実際は会派のプール金とされていたなどの事件が発生していることから、「調査・活動報告書」の公開も欠かせない。領収書さえ開示しない会派は使途の正当性をどう主張するのだろうか。



課題3—「海外視察の意義と透明度の検証を行おう」

1998年から県財政の事情から自粛していた県議による海外視察は、すでに2003年から凍結解除の動きがあり、2004年には再開されていた。依頼次のような10視察が実施されている。(カッコ内は会派と視察テーマ等)

04年10月 ドイツ(公明党、●環境保全、ツーリズム、文化芸術振興)

04年11月 欧州(民主党、<独・オランダ・スイス>

●水質浄化、汚染防止、水源環境)

04年11月 英国(県政県民、●外国企業誘致)

04年11月 英国(民主党、●防災テロ対策、教育改革)

04年11月 中國(商工労働委員会、<遼寧省>●外資誘致政策)

05年 5月 米国(自民党、<マサチューセッツ州、NY州>

●地方自治、安心・安全まちづくり、がん治療)

05年 9月 アジア(建設委員会、<上海、仁川>●羽田空港再拡張、国際化)

05年11月 豪州(友好代表団、<ゴールドコースト市、NSW州>

●友好提携15周年記念行事)

06年 3月 米国(民主党、<メリーランド州>●がん対策)

06年 3月 フィンランド(県政県民、●教育事情、少子化対策、高齢者福祉)

昨年の総会報告では、04年の視察旅行の「報告書」が出揃っていたことを評価した上で、領収書の添付や事前学習の必要性を強調していた。また、海外視察を審査許可を担当する「県政調査審査会」のあり方の問題点を次のように指摘した。

- ① 委員構成が、自民・民主・県政県民・公明の4会派だけである。
- ② 審査の議事録が無い。
- ③ 審査会が非公開である。
- ④ 視察計画書に旅行会社の行程表と見積もりが無い。

残念ながら、これらの問題点は何一つ解消されていない。多額の経費を伴う海外視察が不透明な収支報告のままおかれていることには大きな疑問を持つ。また、「報告書」そのものが情報公開請求によらなければ県民が閲覧できないことも問題である。少なくとも、議会図書館への配架などにより、いつでも市民が手に取ることが出来るようすべきである。

議員による海外視察は本当に必要か？

上記の海外視察一覧で明らかのように、視察を行う議会のメンバーは、自民、民主、県政県民、公明の4会派である。そして、県政調査審査会の構成会派の顔ぶれも同じである。これでは「なあなあ」の審査となって、公正・厳密な審査は期待できない。

こうした状況下、他の会派（共産党、神奈川ネット、市民の党、社民党、山百合クラブ）は一度もこの制度下の海外視察は行っていない。聞けば、海外視察の計画そのものを審査会に提出していないようだ。現在の視察のあり方に批判的な会派はあえて申請をしないのではないか。しかし、これぞ公金による海外視察だといえるような、旅行社任せでない企画を立て、帰国後も自ら報告書を作成、報告会を開き、収支決算も透明性100%のものを提出公開して、県民の期待にこたえる見本を示せないものだろうか。

しかし一方、IT化の社会到来といわれて久しく、ほとんどの情報は世界のどこからでも入手可能な現在、果たして議員が海外視察しなければならないのかという疑問が残る。経費の大半が旅費（飛行機代）と宿泊代に加え現地での移動コストや通訳料などであり、入手する情報の価値と量はごくわずかであることは、彼らが作成する「報告書」を精査すると歴然である。視察自体が議員の特権・恩典のように勘違いしていないか。この際、議会は海外視察の必要性・有効性をもう一度真剣に検討しなければならないだろう。

凍結していた5年の期間、どのような問題があったのだろうか。視察をしないことが県政にどのようなマイナスがあったかを皆で考えてみたい。これはわれわれオンブズマンにとっても大きな課題である。

「横浜21世紀座問題 それぞれの思いを！」を本として発行

生田 典子

このかながわドームシアター問題（21世紀座問題）は、オンブズの会報にも何度も登場しているので、その詳細は省略する。（経過は末尾の年表参照）

はじめに

物事は、記録によって歴史となる。いにしえから口づたえに伝えられて来たことが、史実として証明されるのは、記録によってである。従って、世の権力者たちは、自らの都合のいいように記録を書かせているのだ。これが歴史・即ち history となるのである。故に権力を持たないサイドも、記録を残す必要がある。

2000年、県庁山下分庁舎跡地に突然設置されたテント劇場（（株）21世紀座）を約12億3000万円で県が買い取るということを知り、県下の文化芸術関係の方々と共に税金のむだ遣いを止めさせるべく私達は立ち上がった。訴訟は、2001年8月24日～2004年7月28日（地裁判決・棄却）。04年8月6日控訴したが、05年3月17日に、高裁の判決が、「棄却」出たところで、この闘いは終わってしまった。しかし、どうしても納得できない私達は、「この思い」を記録に残すこととした。なぜなら、県の記録のみでは、一方的なものが歴史的事実となり、私達県民の思いは時と共に消えてしまうからである。会報等であらましは報告されているが、どうしても原告ひとりひとりの「思い」を記録に残し、キチンと本として製本し、図書館に収めることにした。

創ると決めてから、モデル本を作り、見本として役員会で話しあった。原稿依頼、編集は全て私生田に任せされることになった。

急いで初版を発行

時が経たない内に、つまり人々の思いが熱いうちに、先ず30冊創ることにした。一人一人に原稿依頼をしたが、短期間ということもあって、一部の人からしか集まらなかった。しかし、4月のオンブズの総会に間に合わせる必要性からも、とにかく初版をだすことにした。

原稿集めから始まって、添削・編集・印刷・製本と、約1ヶ月という短い時間での作業はかなり大変であったが、赤倉昭男さん、木村幸造さん、本郷敏子さん、山田健造さん（アイヌ順）たちのガンバリで、4月21日には初版を発行することができた。取りあえず、執筆者と神奈川県の知事部局、原告の方々に渡すことができた。文化・演劇関係の方々は、日頃市民が自由に使える良いホールの不足に苦労していたこと也有って、このブックレットの意味を高く評価してくれたばかりでなく、さらに演劇関係の仲間達にこの事実を知らせたいという要望があり、改版増刷することにした。

5月、改版を発行

嬉しいことに、初版に原稿が間に合わなかった方々から「今からでも書きたい」という申し出があった。そこで、原稿が間に合わなかった方々全員に、一ヶ月後の5月に改版発行の旨を知らせて、あらためて原稿依頼をした。かくして一人を除いて、すべての原告から原稿が寄せられたのである。しかし、製本をする作業はかなり面倒な部分があり、ブックレットを発行することの意味、「記録」の意味を越えての苦労があった。そんな中で、前記の方々の他に民藝の演出家渾太防一枝さんのヘルプを受けて、50冊を手作りで製本をし、発行した。プロに頼めば簡単であるが、予算がなかった。紙代・印刷代金としてブックレットは、一冊200円としたが、購入希望者が多く、瞬く間に品切れとなってしまった。

完成版を各図書館へ

県が買い取ったテント劇場は、06年の9月に取り壊されることになっていた。その取り壊される情景、そして何もなくなった状態を撮影（赤倉氏に依頼・1月16日撮影済み）し、それらの写真を挿入した完成版を作成予定である。この完成版は、税金約12億3000万円が、いかに容易く使われ、短期間で取り壊されてしまったか、そして私達県民、文化・演劇に関わる人々の劇場に対する思い等の記録が、しっかりと歴史に残るように国会図書館、県立図書館、その他の地域にある図書館に贈呈する予定である。

横浜21世紀座問題年表

2000年9月14日	岡崎県知事・玉三郎氏・地元財界関係者らが「板東玉三郎・横浜21世紀座」発足発表記者会見
12月29日	オープニング公演
2001年 2月9日	玉三郎氏、芸術監督辞任の記者発表
2月中旬	県が(株)21世紀座にドームシアター買取りを申し入れ
5月21日	約12億3000万円で売買契約締結
6月1日	かながわ市民オンブズマン、井上ひさし氏外193人が監査請求
7月24日	監査請求棄却
8月24日	横浜地裁に「旧横浜21世紀座・損害賠償請求代位住民訴訟」提訴
	小林勲（県総務部次長）、秋山道夫（県総務部財産管理課長）、松井興平（仲介者）、室賀實（株)21世紀座代表取締役）、伊藤久（玉三郎氏マネジャー）の証人尋問実施
2004年 3月8日	結審
7月28日	地裁判決（請求棄却）
8月6日	控訴
2005年1月18日	結審
3月17日	高裁判決（控訴棄却）

「ごみ焼却施設談合」住民訴訟 判決近し

別紙3

大川 隆司

1. 2000年に全国一斉提訴

市町村または事務組合が発注する一般廃棄物焼却施設について、三菱重工業をはじめとする大手機械メーカーが行なってきた入札談合を、公正取引委員会が摘発し排除勧告を出したのは、99年8月のことだった。

公取委の発表によれば、三菱以下5社は、94年4月から98年9月（公取委立入時点）までの4年半の間に、談合により全国で60件（受注金額約9,260億円）のストーカ炉を受注した、ということだった。

60件の中には、横浜市環境事業局が94年に発注した旭工場（契約金額191億5,800万円、三菱重工業が受注）、および金沢工場（契約金額412億円、日本鋼管＝現JFEエンジニアリングが受注）の各焼却炉築造工事が含まれている。

我々は、東京、神奈川、埼玉、新潟、大阪、京都、兵庫、鳥取、福岡の9都府県で、2000年7月、一斉に住民訴訟を提起した。ほかにオンブズと関係なく同様の住民訴訟が福島、静岡2県で提起された。

2. 公取委の審判手続

三菱重工業ら5社は、公取委の排除勧告を受け入れなかったので、審判が開始された。この審判については審査官の請求どおり「クロ」と認定する内容の「審決案」が04年3月29日付で作成された（裁判の場合は、判決「案」が事前に示されるということはありえないが、公取委の審判手続では審決案が事前に当事者に示され、異議があれば、審判官ではなく、公正取引委員会の5人の委員に対し「直接陳述」の機会が保障されている）。審決案について5社が異議を申述べたため、「直接陳述」に移行し、正規の審決はまだ出でていない。

3. 審判記録を住民訴訟で利用

審判が確定した場合に、公取委は、その記録の一部を住民訴訟の立証のために裁判所に送付する、というルールは従前からあった。しかし、審判手続が進行中に、その記録が住民訴訟で利用された前例はなかった。

この点に先例を開いたのが、我々の勝ち取った最高裁03年9月9日判決である（判例時報1840号3頁）。判決は、独禁法違反行為（談合）によって被害を受けた地方自治体に代位して住民訴訟を提起している住民は、被害者本人と同様の「利害関係人」として、独禁法69条の事件記録閲覧請求権がある、ということを認めた。

4. 談合の手口が明らかに

公取委に係属中の審判事件記録の謄写ができたおかげで、我々は談合の手口をはじめ、これまでヤミの中にあった様々の事実を把握することができた。

提訴前に我々は、94～98年度に焼却炉を発注した全国の自治体に対して、入札状況と予定価格の情報の公開を求めたが、公開に応じた自治体は、単独自治体の約51%、事務組合に至ってはわずか27%であった。

しかし、審判記録によって、ほぼすべての入札について、予定価格がわかつた。それによると、

- | | |
|--|--------|
| ① 5社だけが入札に参加した場合（27件）の平均落札率 | 98.71% |
| ② アウトサイダーも参加したが結局談合が成立し、5社のいずれかが落札した場合（32件）の平均落札率 | 98.17% |
| ③ アウトサイダーも参加したが結局談合が成立し、アウトサイダーのいずれかが落札した場合（14件）の平均落札率 | 96.36% |
| ——であるのに対して、 | |
| ④ アウトサイダーが参加したために、競争が成立したと考えられるケース（11件）の平均落札率は | 74.05% |

——となっていて、談合の成否による落札率のギャップは実に24ポイントに及ぶことが明らかになっている。

我々の住民訴訟では、「談合がなければ10%は安くあがる筈」という、控え目な問題提起をしている（それでも横浜市の損害額は60億円を超える）が、仮に24%と見れば、旭、金沢の2つの焼却炉だけで市の損害は140億円にも及ぶことになる。

(以上は、昨年度議案書を再録)

5. 横浜地裁でも本年6月に判決言渡し予定

横浜地裁第1民事部係属中の住民訴訟は、本年2月15日に結審し、6月21日に判決が言渡される予定である。

この間、京都地裁では05年8月31日付で、また、さいたま地裁では05年11月30日付で、いずれも住民勝訴の判決を得た。京都では11億4500万円、さいたまでは8億8580万円（いずれも契約金額の5%）の支払が命じられている。

また、福岡地裁では4月25日に、東京地裁では4月28日（多摩ニュータウン分）の判決言渡が予定されている。

他方、静岡で提起された住民訴訟については、実体審理に入らないまま、「門前払い」の一審判決が05年7月29日にあったが、控訴審では東京のオンブズマンが協力し、逆転判決を追求する体勢が取られつつある。

「ストップ！ハッ場ダム」住民訴訟を支援しよう

別紙4

大川 隆司

1. 「ハッ場」は「ヤンバ」と読む

(1) 利根川の支流の一つに吾妻川（アガツマガワ）がある。吾妻渓谷は紅葉でも有名で、渓谷の中央付近に川原湯温泉がある。その川原湯温泉街を含めて吾妻渓谷の大半を水没させてダムをつくる、という計画が、1952年以来推進されてきた。

ダムの名称は、「ハッ場（ヤンバ）ダム」という。このダムに縁のある地名で、もう一つ読みにくいのは「八斗島」という治水基準点で、これは「ヤッタジマ」と読ませる。

(2) 建設へ向けて予備調査がはじまったのは1952年だが、現地において反対運動が展開され、建設基本計画が決定されたのは86年のことだった。これを受け88年から現地調査が、94年から付帯工事が着手されたが、まだダム本体工事は着手されていない。

2. 全国一の事業費

(1) 86年の基本計画時には、ハッ場ダムの事業費は2,110億円と予定されていた。しかし事業主体の国土交通省は昨年、この額を一挙に4,600億円に引上げた。このうち2,000億円は、東京、埼玉、千葉、茨城、群馬、栃木の1都5県の負担である。

このほかに、地域振興事業等の費用が1,250億円かかるが、そのうち650億円が1都5県の負担となる。

(2) 事業費4,600億円という額は、全国一の額である。2番目の宮ヶ瀬ダム（完成済）が4,000億円、3番目の徳山ダム（工事中）が3,500億円であるが、貯水量を比較すると、徳山ダムが6億6,000万トンであるのに対し、ハッ場ダムは1億トンだから、コストは徳山ダムの約9倍にあたる。

3. こんなダムは必要ない

(1) ハッ場ダムをつくる目的は、①1都5県の水道用水の確保（利水）と、②洪水の防止（治水）の二つとされている。しかし、①水道用水は既に余っているし、②治水基準点である八斗島で $22,000\text{m}^3/\text{秒}$ と設定されている「基本高水流量」は全く過大である（過去50年間に $10,000\text{m}^3/\text{秒}$ に届いたことが1回あるだけ）。つまり、利水、治水いずれの面から見ても、このダムは全くムダであり大手ゼネコンのエサになるだけのプロジェクトである。

(2) そういう観点から04年9月10日、1都5県の住民5,025名が、一斉に各都県の監査委員に対し、ハッ場ダム建設にかかる支出の差止め等を求めて住民監査請求を申立てた。そして、12月までに、6つの地方裁判所に住民訴訟が係属した。

(以上、昨年度議案書を再録)

4. 原告団に声援を

各地の裁判所とも、既に5～6回の口頭弁論期日を重ねている。図面や統計グラフなどが主張の中で引用されるため、法廷ではパワーポイントを使って代理人や本人の説明・陳述がなされている。

被告側の抗弁の中心は、「工事負担金は国が一方的に決め、納付を命じるもので、地方は拒否できない」というもので、地方自治の理念は忘れ去られている。

地方自治の守り手である執行機関こそ、当該自治体にとってダムは必要なのか、ということを真剣に考えてほしい、というのが原告住民の共通の声である。

ちなみに、神奈川県民は利根川水系の水を飲んでいないので、ハッ場ダム建設負担金は神奈川県には課せられない。しかし、宮ヶ瀬ダムの関連水利施設である相模大堰住民訴訟の被告（神奈川県知事）代理人だった伴義聖弁護士が、群馬、茨城、千葉各県知事の代理人となって転戦している姿で明らかなどおり、大型公共事業をストップする住民訴訟の勝敗は全国に共通する問題である。

ひきつづき1都5県の住民原告団に声援を送りたい。

大川 隆司

1. 神奈川県は6月15日付で、入札制度改革案を発表した06年4月1日からの実施を予定している。

設計金額250万円を超える契約については、工事請負、業務委託、物品購入とも条件付き一般競争入札による、という内容である。24億3,000万円以上の工事や3,200万円以上の物品購入等については、条例上の決まりに従い、従来から（無条件の）一般競争入札であったので、250万円～24億3,000万円の幅の中の工事（および250万円～3,200万円の業務委託、物品購入）の入札が、「改革」によってどのように変わらるのか、が注目される。

2. 問題は、入札参加資格にどのような「条件」を設定するのか、ということである。県の案では、「地域要件」（1つの市町村内に限るか隣接市町村まで含めるか）と、業者の「等級格付」（A、B、C）を組みあわせて条件を設定し、1件の入札につき、工事の場合は30社ないし50社（物品・委託の場合には15社以上）が対象に含まれるように「条件」設定をするのだという。

3. 「30～50社」（工事の場合）という数字は、現在の指名競争入札制度で指名される「5～16社」よりは一見大きいが、「条件」の内容があらかじめわかっているから、談合が出来ることに変わりはない。また、「30～50社」の全部が手を挙げるわけではないので、実際の入札参加者数が、現状より大幅に増えるとは思えない。

4. 7月1日の県議会建設常任委員会における県当局の説明によれば、「条件」に適合する業者の数が

250万円～5,000万円まで（Dランク）は30社

5,000万円～1億5,000万円まで（Cランク）は40社

1億5,000万円～24億3,000万円まで（A、Bランク）は50社

程度になるようにし、工事現場を含む市町村内の業者だけで上記の数に足りな

い場合は、隣接市町村を加えてゆく、というルールでやるという。

5. 役所の指名権がなくなる、ということは、政・官・業の癒着を防ぐ点で一步前進である。しかし、このような細々とした「条件」をかぶせた名前だけの一般競争入札では、業界内の司令塔による談合コントロールに対抗するのは困難だろう。

横浜市のように、原則「全市1区」の一般競争入札を導入し、かつ最低制限価格制度から、低価格調査制度へ移行しなければ、本当の意味で競争性を確保したことにならない。

6. 今回県が発表した程度の微温的な「改革」案でさえ、なお業界に対して厳しすぎるという角度から反対する意見が常任委員会で出ていた（自民党桐生秀昭議員＝港南区）。

競争が激化して落札率が低下すると、手抜き工事、粗悪工事が増えて、結局県民のタメにならぬーという論法だった。

しかし、この点については読売新聞（05.7.16）が報ずるとおり、落札率と工事成績の間にはほとんど相関関係がない（落札率が10%下がっても、成績評定は100点満点で平均0.6点しか下がらない）ということが学問的にも明らかになっている。根拠なき「神話」を排して、入札制度改革を徹底させる必要があろう。

7. ちなみに、県の外部監査委員は、県が発注した04年度の道路工事の落札率がきわめて高いことを報告書（06.2.10）の中で指摘している（→資料2-7、8）。

工事の過半数の落札率が95%以上で、落札率85%未満は1割程度である（算術による平均落札率は約93%程度と考えられる）。

他方、「全県1区」を原則とする一般競争入札を実施している宮城県の落札率は、04年度、05年度とも75%前後である（→資料2-9）。神奈川県がいかに無駄な金を使っているかは明らかである。

「第10回全国情報公開度ランキング」

別紙6

保坂 令子

神奈川県は昨年並み

全国市民オンブズマンが、都道府県・政令市等の情報公開の進捗状況をチェックし、ランクづけるために毎年行っている全国一斉の情報公開請求も、今回で10回目を迎えた。05年度は、11月25日が一斉請求日、3月24日が公表日であった。神奈川県からは、「かながわ」「よこはま」「かわさき」「さがみはら」の4オンブズマンがこれに参加した。結果は、47都道府県中 神奈川県は9位、14政令市中 横浜市は4位、川崎市は5位というものであった（任意参加の相模原市は順位がつかない）。

(資料3-1、2)

神奈川県は得点合計70点（120点満点）で、昨年の5位から順位を下げて9位になったが、実際には、1点の僅差で5位につけなかつた（71点の5位が4自治体ある）という状況なので、「ほぼ昨年並みの順位を維持した」と評価できる。

昨年度は5位と健闘した神奈川県だが、一昨年は32位と過去最低の順位を記録し、かながわ市民オンブズマンでは、「市民オンブズマンがこれまで評価対象として取り上げてきたテーマに関しては公開度がアップしているが、新しく評価対象としたテーマについては対応が追いついていない。」というコメントを発した。昨年度は、その「新しく評価対象としたテーマ」（A4コピー紙と警察官の制服の入札・契約情報・住宅供給公社の保有地情報）で点の取りこぼしがなく、順位を大幅に上げたという経過があることから、今回も新しい請求テーマでどこまで結果が出るか、ということに注目していた。

今回のランキングで、新しい請求テーマとして採用したのは、「指定管理者選考過程情報」と「設計業務委託の予定価格情報」「公安委員会議事録」。県はテーマ別の得点で3件とも満点は取れなかったものの、それに次ぐ点を取っており、それが昨年並みの順位の維持につながったものと言える。

請求テーマ別概観

1. 交際費情報

請求文書：2005年8～10月に支出した知事・副知事交際費、部長交際費
に関する支出金調書、現金出納簿またはこれに類する文書

松沢知事就任後に公開度がアップ（相手方の個人名を全面開示）したテーマで、一昨年、昨年に次いで満点の15点を獲得した。15点中の3点はホームページへの執行状況の掲載を採点対象としている（ランキングの対象ではなかったが、県議会議長交際費のホームページは交際費の相手方情報の記載がなく、今回のランキングの基準で採点すると0点になる）。

2. 指定管理者選考過程情報

請求文書：自治体の出資法人以外が指定管理者に選定された公の施設について、指定管理者の公募に当たり同施設の優先交渉権者に決定した団体が応募書類として提出した「指定申請書」「事業者に関する書類」「提案書（事業計画書）」等の書類一式 および選考時の議事録、選考結果がわかるもの

「株式会社の参入事例がある自治体では、優先的にその事例で請求する」という方針で全国一斉の請求を行った。神奈川県では、2つの株式会社の共同事業体が指定管理者に決まった施設（県立観音崎公園）について請求。35点満点で得点は30点。

この項目で満点を取れなかつたのは

- ①収支計画書の積算内訳が簡略
- ②選考委員会の議事録の申請事業者の評点が記載されている箇所で、点数をつけた委員の氏名が匿名
- ③選考委員会議事録で委員の個別発言の記載がない

といった点が減点対象となつたため。項目別ランキングで神奈川県より上位についた和歌山、山口、岩手の3県が、もともと透明度の高い運営が求められるNPO法人と社会福祉法人の事例での請求であることを勘案すると、「新しいテーマ」

におおむね対応できたと言える。

3. 設計業務委託の入札予定価格情報

請求文書：設計業務委託の予定価格情報の記載された入札結果調書

(予定価格税抜き1000万円以上の設計業務委託1件)

予定価格を入札前に公表する制度がある場合が満点の10点で、神奈川県は入札後の公表（情報公開請求によらず、入札結果調書を閲覧できる）なので、8点。

予定価格を入札前に公表すると談合を招く結果となる、という指摘も一部にあるが、オンブズとしては、談合が起きにくい入札・契約制度が整えられているところでは、予定価格の事前公表が談合を誘発することはない、という見解である。

4. 政務調査費収支報告書

請求文書：各会派が議長に提出した平成16年度政務調査費収支報告書

及びその添付書類（活動報告書、領収書、視察報告書等）

最高点をとった長野県の26点に対し、6位以下が全てひと桁得点、神奈川県はわずかに3点。政務調査費の透明度確保には、収支報告書への領収書添付の義務づけがどうしても必要。領収書を公開した都道府県はようやく6県（岩手県、宮城県、長野県、京都府、鳥取県、高知県）に増えた。これらの6県はすべて総合ランキングで神奈川県の上にきている。神奈川県の知事部局が情報公開の推進に力を入れても、議会が動かなければ、これらの県よりも上位につくことは不可能だということが、今年も実証された。

5. 県警捜査報償費

請求文書：平成16年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費

(県費) 支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類（捜査諸雑費関連）

「全国ランキング」を見ると一目瞭然だが、岡山県を除くすべての自治体が2点しかとておらず、全くの横並びの状況。

6. 公安委員会議事録

請求文書：平成17年8月から10月までに開かれた県公安委員会の議事録、議題、配付資料

神奈川県は、議事録の内容が、具体的・詳細だが、発言者の委員氏名がわからない、ということで3点の減点。指定管理者の選定委員会議事録でも同様の減点をされている（逆に言えば委員の氏名を明示する議事録の作り方を当たり前にしている自治体があるということ）。

どう評価するか

ここ3年ほど情報公開度ランキングの上位常連組は固定化しつつあり、神奈川県はあと少しのところで、その一角にくい込めないでいる。「指定管理者」といった今回初めてのテーマで、健闘が見られただけに残念だが、その一番の原因は、議会の公開度の相変わらずの低さ。県は、昨年9月に「情報の公開、提供等の充実に向けた改善方針」（資料3-3、4）を打ち出し、情報公開の推進に向けて積極的な姿勢を示しているが、知事のリーダーシップのもと、知事部局以外に情報公開の意識を浸透させる努力も引き続き求められる。

また、従来からの課題であり、今般新しい局面を迎えて個人情報についても、型どおりではなく、本当に非開示にすべき個人情報は何かということの検討を常に続けていって欲しい。

教育委員会傍聴制度第3回調査報告

別紙7

佐藤 満喜子

1. 調査の目的

教育委員会議には傍聴制度があり、長年利用者はごく希であったが、ここ数年傍聴者が訪れる教育委員会が増え、「開催日が掴みにくい」「議案書がない」「傍聴者の個人情報保護が不安だ」などの不満や不安は、各地域に共通していることが判明した。

そこで改善を求めるため、県および県内市町村教育委員会に傍聴制度についてのアンケート調査を行い、結果をもとに「要望書」をまとめ、各教育委員会に申し入れを行う取り組みを行った。この調査・申し入れは 2001 年から 2 年毎に行っており、今回が 3 回目である。

<調査の経緯・概要>

2001 年 11 月 第 1 回調査 2002 年 3 月 第 1 回報告書・要望書提出

2003 年 10 月 第 2 回調査 2004 年 3 月 第 2 回報告書・要望書提出

<今回調査の詳細>

2005 年 7 月 26 日 県および県内市町村の計 38 教委にアンケート調査送付

10 月～ 回答集計、検討

12 月～ ホームページ体験調査 報告書および要望書検討

2006 年 3 月 28 日 県内教委に報告書・要望書送付、記者発表

(29 日神奈川新聞に記事)

2. 今回調査の観点

今回は第 2 回の要望項目の達成度に絞って質問した。また、今回で調査をひとまず終えるため、報告書には初めて教育委員会別回答一覧表を添付し、個人情報収集・議案書配布・会議録の項目別にランキングを試みた。また、開催日等の広報手段としてホームページ活用がようやく増加してきたため、検索のしやすさについて体験調査を行った。

要望書については、前回とほぼ同様の内容を各教育委員長あてに送付した。

3. 今回調査結果の特質

※ () 内は経年変化（第 1 回→第 2 回→今回）

(1) 傍聴者の個人情報収集を廃止した教育委員会が出現

傍聴希望者は傍聴申請時に氏名、住所等を記入しなければ傍聴できない。

第一回の調査で個人情報収集の理由を問うたが、必要性を見いだせる回答はなかったため、要望書で廃止を求めていた。今回初めて伊勢原市・横須賀市で収集廃止が実現。鎌倉市・逗子市が氏名だけ、川崎市・県・松田町・相模湖町が氏名+連絡先に改善された。

申請方法はカード（個票）記入が25教委（7→18→25）に増加し、個人情報が丸見えの記帳簿記入は11教委（27→16→11）に減少したもののみに町村教委では多い。

(2) 議案書配布が増加

手元に議案書がない状態で傍聴した場合、審議の内容を理解するのは非常に困難である。傍聴者にとって、議案書配布は切実な要望であった。今回調査で、議案書を見ながら傍聴できるのは16教委（10→12→16）になった。今回は、議案数、ページ数とも群を抜いて多い県や横浜市教委が加わったことが大きい。

(3) ホームページ活用が増加・充実。取り組みの差は開く

ホームページでの日程予告掲載は、17教委（6→10→17）と順調に増加し、教育委員紹介、議事次第や議事録も掲載している教委がある。ただし検索のしやすさや掲載内容の充実度には差があり、さらにホームページの活用に全く取り組んでいない教委もまだ多いため、活用度については差が開いている。

(4) 定員についての柔軟な対応

傍聴希望者がいない時がある一方、定員を超える場合もあり、傍聴定員については基準を設けにくい。したがって傍聴席は常設の定員数を増やすことよりも、希望者数に応じて増席し、全員入室できるよう要望していた。第1回調査では定員厳守の回答が20教委あったが、第2回調査では10教委に減少。今回は「定員あり」が15教委と再び増えているが、超過しても増席や立見で対応するとしており、定員厳守は6教委に減少した。

(5) 議事進行の改善

会議冒頭で案件ごとの審議公開・非公開を決定し、公開審議の終了後、非公開審議をまとめて行うという議事進行は、前回の17から30教委に増加した。傍聴者が非公開案件のたびに入退室を繰り返す不便は解消されたといえよう。また、会議席上での業務報告も前回の17から増加してすでに33教委で実施されている。他教委の工夫を紹介して改善を求めれば、数年で普及する場合もあるという好例である。

(6) 教育委員会間の改善度の差拡大

開催予告の広報やホームページの活用度、議案書の配布、傍聴申請の個人情報保護、会議録の全文記載など多くの面で改善が進んだ教委と、どの分野でも旧態依然とした教委との間で、改善度に大きな差がついた。個人情報の保護や会議録の記載方法などは、傍聴者の有無や教育委員会の規模に係わらずどの教育委員会も同様に対応すべきことなので改善の努力を求める。

4. 傍聴制度の改善は進んだか？－第1回～3回調査の総括－

教育委員会議には傍聴制度や傍聴規則はあるものの、必ずしも傍聴する市民の身になって運用されている訳ではないこと、しかもその不便さは各地域に共通していることが第1回の調査で判明した。傍聴を権利として捉える市民と「傍聴者のために会議をしているわけではない」とする教育委員会との間にある意識の隔たりは、大きかった。

調査結果をもとに改善項目を「要望書」として提出したためか、第2回調査では、傍聴申請方法がカード式に変わるなど個人情報保護や、インターネット予告の増加、定員の柔軟な対応などの改善が見られた。

第3回調査では傍聴者から収集する個人情報の種類、傍聴者への議案書配布など、改善するにはハードルの高い項目でも実施数が増えた。個人情報収集廃止が2教委で実現したのは画期的であろう。議事進行についての要望項目実施は急増し、ほとんどの教委で改善されていた。

今回で調査をひとまず終了し、今後は各教育委員会に要望事項の実現を求めるとともに、他府県にも3回の調査と改善の実績を広めていきたい。

(詳細は「神奈川の教育委員会傍聴制度第三回調査報告書」を参照していただきたい。)

保坂 令子

情報公開への対応について県内自治体を調査

03年の地方自治法の改正により、公の施設の管理運営について、営利企業やNPO法人などの民間事業者を指定管理者に定め、管理運営を委ねることができるようになった。05年度は各自治体で指定管理者の選定作業が本格化する（06年9月2日以降は、自治体直営の施設以外は全て指定管理者による管理運営に移行していくなくてはならない）ことから、05年度の活動方針のひとつとして、「公共施設への指定管理者制度の導入が適正に行われているか点検しよう」と掲げた。かながわ市民オンブズマンでは、02年度に県内の施設を対象に「公共施設の使い勝手調査」を実施し、公の施設のあり方について考察してきたという経過があるので、新制度についても関心をもったわけだが、昨年4月の総会の段階では、「点検」の切り口はまだ決めていなかった。

それが6月にオンブズ事務局にかかってきた相談電話がきっかけで、情報公開の視点から、指定管理者制度を点検する、という方向が定まることになった。その電話は、横浜市の情報公開の非開示決定に対して異議申立をしている市民からのもので、審査会の答申を待っている間に当該文書を所管している市の組織が、指定管理者による管理運営に移行してしまったが、審査会の答申を受けて処分決定をする主体はどこになるのか、という内容であった。そこで、指定管理者制度の導入にともなって横浜市が情報公開条例の改正等を行っているかどうか調べたところ、条例改正は行われておらず、指定管理者とかわす協定書に情報公開の努力義務が掲げられているだけであることが判明した。それならば、県および県内の横浜市以外の市ではどのような状況か調べてみよう、ということになり、各自治体のホームページを当たったところ、県と川崎、横須賀、藤沢、逗子、相模原、厚木、座間の7市が既に条例改正を行っていることがわかった。

全国調査に進展

この神奈川版調査の結果が、「もっと広げよう、情報公開！」をメインテーマに別府大会の準備を進めている全国市民オンブズマン事務局の目にとまり、全国

都道府県・政令市・県庁所在市に対象を広げて指定管理者制度の導入状況と情報公開条例改正の有無等の調査を行い、別府大会で報告することとなった。調査は、「かながわ」・「よこはま」が担当し、7月から8月初旬にかけて全国の自治体にアンケートをファクスする方法で行った。

調査では、

(1) 都道府県では情報公開条例改正済と改正準備で3分の2を占めるのに対し、政令市では協定書に規定すれば足りるとしたところが半数を占める
(05年7月末現在)

(2) 条例の改正内容は、「指定を行う実施機関による指定管理者への文書提出要求規定」を札幌市が設けているのを除くと、「指定管理者になった事業者に対する情報公開への努力規定」「指定を行う実施機関に対する指導措置規定」にとどまる

といった結果が出て、指定管理者制度の導入施設を決めたり、公募や選考を行うことで手いっぱい、情報公開まで頭がまわらない…という状況が浮かび上がった。

(調査報告書は、資料3-7)

全国ランキングでは、選考過程情報をチェック

公の施設の管理運営に指定管理者制度が導入されて民間の参入があっても、公の施設の管理運営について従来と同程度に市民の知る権利が保障されるよう、自治体が責任をもつことの重要性をアピールしていこう、ということで、「指定管理者の情報公開」は、全国市民オンブズマンが毎年11月に実施する情報公開度ランキングの請求テーマにもなった。全国大会に引き続き、「かながわ」・「よこはま」が起案および集計担当になったので、10月に事前調査をかねて神奈川県に対し開示請求を行った。請求対象文書は、「県立観音崎公園の指定管理者の公募にあたり、指定管理者に選定された事業者が提出した応募書類一式」。ところが、一足早く開示請求を行ったにもかかわらず、請求に対する県の決定と指定管理者に選ばれた事業者（2つの株式会社の共同事業体）の意向が一致せず、最終的な開示まで全国で一番手間取ったのが神奈川県であった。

<経過>

① 県が、オンブズの開示請求に対する諾否決定に先立って、指定管理者に選ばれた事業者に対し意見書の提出を求めたところ、事業者は、事業計画書の中で示した提案内容は事業についてのノウハウを駆使したものであり公開は

認められない、という反対意見書を提出した。

- ② 今回のランキング調査で見られた他の多くの自治体の例では、自治体は事業者から開示不同意の意向を示されるとそれに従っている。しかし、神奈川県は事業者の反対意見をしりぞけて、個人情報に該当する部分以外は公開するという一部公開決定を下した（12月9日）
- ③ そこで事業者はこの一部公開決定に対する不服申立を断行。これを受けた県は、同22日、一部公開決定の妥当性を情報公開審査会に諮問、一部公開決定は「執行停止」という形になった。
- ④ 2月16日、審査会答申（諮問から2ヶ月という異例の早さ）が出された。「県が請求対象文書を一部公開するとしたことは妥当である」という内容で、事業計画書の提案内容は事業者のノウハウ、内部管理に関する情報であるとして公開を不可とした事業者の主張は、再びしりぞけられた（審査会答申は資料3-8）。

以上のように若干手間取りはしたもの、結果的には神奈川県として、情報公開に対する積極的な姿勢を全うすると同時に、「指定管理者による公の施設の管理運営の公益性→情報公開の必要性」の認識について全国に先駆ける事例を作ることができたと評価できる。オンブズの立場として言えば、ランキングを通してこうした事例を導き出すことができたのは、ひとつの成果ということになる。

さらなる点検を

05年度は、情報公開の視点から指定管理者制度をみてきたが、今年4月からは多くの施設で指定管理者による管理運営が実際にスタートすることから、より多角的に実態を見ていく必要がある。既に全国的には、応募団体がなく再公募した例、選定された指定管理者が採算がとれないという理由で撤退した例、公募の募集要項が不正に流出した例、選定委員会の評価点が高いNPO法人が落選して低い財団法人が内定したため、NPO法人が不服申立をした例などが報道され、また神奈川県内からも、指定管理者の選定をめぐって同業種の団体間で事前の調整が行われたという情報、指定申請書類の虚偽記載の指摘、市民へのサービスの低下に対する不満などがオンブズに寄せられている。

全国市民オンブズマンでは9月の福岡大会のテーマとして指定管理者制度を取り上げることを決定しており、県内調査、全国調査の両方でこのテーマに取組んでいくことになるだろう。

かながわ市民オンブズマン

〒231-0012

横浜市中区相生町1-18

光南ビル5階

TEL. 045-664-7825

FAX. 045-664-7826